



NEWS (PRESS) RELEASE

令和元年 9 月 25 日
志摩市健康福祉部健康推進課

タイトル	令和元年度 志摩市災害医療訓練を実施します。
概要 	大規模災害時における市の災害医療対策のため、医師・薬剤師等による医療救護所運営訓練及び情報伝達訓練等を実施します。 訓練想定、内容などは別添資料を参照 【今回初めて行う内容】 ・歯科医師による検案 (遺体役の口を実際に開けて、デンタルチャート(歯科所見記録)を作成します。) ・三重県 DPAT (災害派遣精神医療チーム) との連携 (認知症や統合失調症の症例や、メンタルに不調をきたしたスタッフへの精神相談・診療等の訓練を行います。) ・鳥羽志摩薬剤師会による、モバイルファーマシーを使った救護所医師との連携 ・遺体の管理及び遺族への対応 ・市保健師の災害時保健活動。活動本部の運営や現地活動班、災害対策本部等との連絡・連携
開催日	令和元年 10 月 6 日 (日曜日)
開催時間	9 時 ~ 11 時 30 分 (予定)
開催場所	鵜方保育所
主催	志摩市
その他	訓練中は全ての取材対応ができない場合があります。
お問合せ先	志摩市 健康福祉部 健康推進課 担当：坂口 TEL 0599-44-1100 (訓練当日は 0599-44-0001) FAX 0599-44-1102 e-mail : kenko@city.shima.lg.jp 当日の天候等により訓練の実施が危ぶまれる場合には、事前に上記へご確認いただくようお願い申し上げます。

志摩市災害医療訓練について

令和元年 9月10日

志摩市健康推進課

1 実施日時

令和元年 10月6日(日) 9時00分～12時00分

2 会場

鵜方保育所

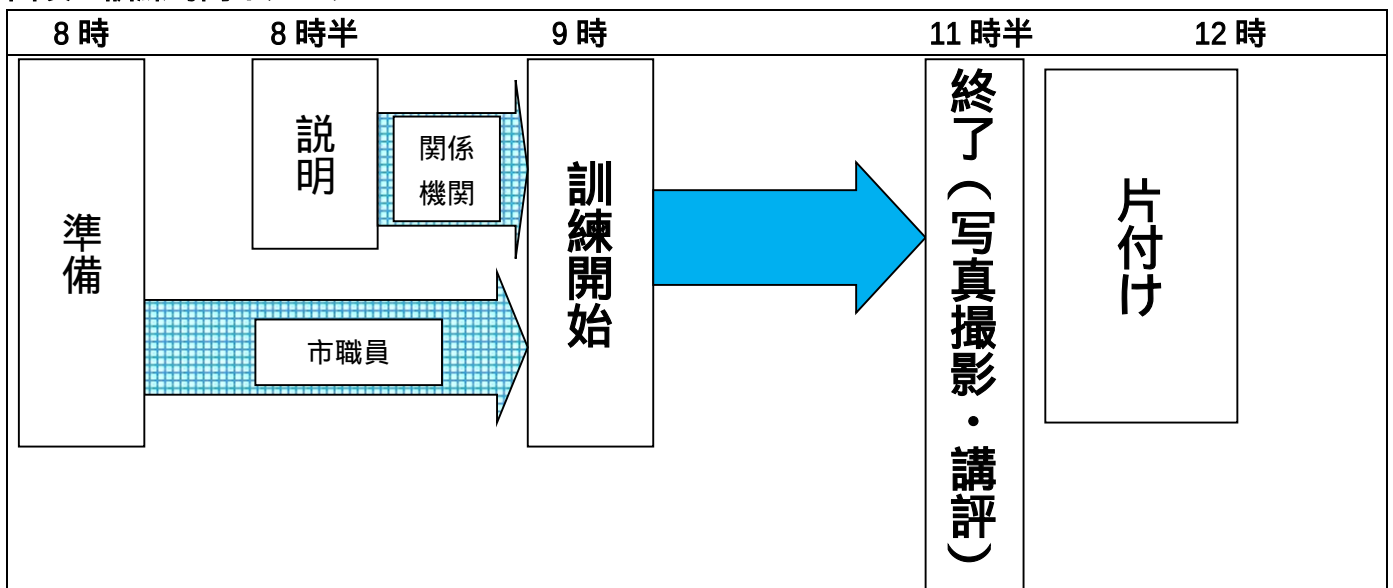
3 被害想定

10月3日(木)午前9時00分ごろ、南海トラフを震源とする海溝型地震が発生し、当地域では、最大震度7の地震が観測され、津波や地震等により多くの負傷者が発生。また、家屋の倒壊、道路・橋梁の損壊、電気・ガス・水道等の寸断等、甚大な被害が発生した。死者多数のため、遺体安置所が設置されている。

4 訓練構成

発災3日目(急性期)を想定した、避難所における公衆衛生活動、及び医療救護所(仮設診療所)の運営。医療支援チームとの連携、検視・検案及び遺体の管理に関する活動。

図表 訓練時間イメージ



5 訓練参加団体(順不同)

志摩医師会、鳥羽志摩歯科医師会、三重県歯科医師会、鳥羽志摩薬剤師会、鵜方自治会、三重県立志摩病院、三重県警察、鳥羽警察署、鳥羽海上保安部、三重県 DPAT(災害派遣精神医療チーム)、三重県(医療保健部健康づくり課)、伊勢保健所、志摩広域消防組合、志摩市(健康推進課、環境課、志摩市民病院、地域防災室(情報伝達訓練))

6 訓練目的

発災後、72時間の災害医療活動について、外部からの医療支援チームや関係機関との役割分担・連携等について模擬体験することにより実災害でも冷静かつ臨機応変な対応力の向上及びトリアージの精度向上を図る。

遺体安置所の運営、検視・検案について模擬体験することにより、設置・運営上の課題を見出す。

関係機関との連絡・連携の強化を図る。

7 訓練内容

医療救護班による避難所に併設した発災 72 時間後（3 日目）の救護所運営訓練
志摩医師会、志摩消防署と志摩市災害対策本部との情報伝達訓練（衛星携帯）
薬剤の管理、医療支援チームとの連携訓練
救急患者への対応及び搬送訓練
避難者の健康管理
鳥羽警察署の検視係による検視・検案場所の設置、運営訓練
三重県歯科医師会・鳥羽志摩歯科医師会による検案訓練
DPAT 隊による医療救護所での精神科診療場所の設置・運営訓練。関係機関等
との情報伝達・連携訓練
市保健師による災害時保健活動マニュアルに沿った活動訓練

8 訓練の中止について（志摩市総合防災訓練の判断基準と同様）

次の場合は訓練を中止します。なお、中止決定は当日午前 6 時 00 分に行い、訓練中止の場合は、関係者へ連絡します。

- （1）訓練当日、市内で震度 5 弱（最大震度）以上の地震が観測された場合
- （2）志摩市沿岸（津波予報区：「三重県南部」）に、「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」が発表されている場合
- （3）遠地地震により志摩市沿岸（津波予報区：「三重県南部」）に、「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」が発表される可能性がある場合で、市長が訓練中止を適当であると判断した場合
- （4）「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された場合
- （5）市内に「大雨」、「洪水」、「暴風」、「高潮」警報又は特別警報が発表されている場合又は三重県内に特別警報が発表され市長が訓練中止を適当であると判断した場合
- （6）訓練当日、志摩市に災害対策本部が設置又は継続されている場合
- （7）その他当日の天候により訓練実施が困難と判断される場合や市内で緊急対応を行っている場合で市長が訓練中止を適当であると判断した場合

9 駐車場について

鵜方保育所前駐車場

10 集合時間・場所・持ち物

関係機関：8 時 30 分 鵜方保育所 集合

持ち物：中履き用シューズ、飲みもの（水分補給用）